



VOL.102

トクちゃん新聞

12月号

御堂筋のライト
アップきれいです♪



平成27年12月7日 発行

徳野会計事務所

〒530-0041

大阪市北区天神橋2-3-8

MF南森町ビル3F

tel:06-6809-2205

fax:06-6809-2206

URL:http://www.ft-tax.com/

mail:info@ft-tax.com

●税制改正

担当: 徳野



消費税の軽減税率の話が中心になり、他の税制の議論が深まらないですが、まもなく**改正大綱がまとまります**。

財務省のHPを見ますと**8月時点で各省庁から出ている改正要望件数は222件**。この要望を予算のメドを確保しつつまとめるわけですが、いろんな思惑が絡みますので調整作業は本当に大変なことでしょうね。

要望の中には「**小規模企業等に係る税制のあり方の検討**」という項目もあり、どのような形で大綱に織り込まれるのか、あるいは見送られるのか、注目しております。いずれにせよ、発表されましたらチェックして皆様にお伝えしますので、楽しみに♪



●レイアウト変更



2015年も残り1ヶ月弱。今年の総括と来年の準備を始めています。実は現在の**事務所の机の数が不足**することとなり、レイアウト変更することとしました。**幅140センチの机を2つ**入れるのですから、窮屈になるかと思いきや、案外スッキリしまして以前より広く感じるくらいです。弊社にお越しの際、違いをお感じいただければ幸いです。

◆松下幸之助の語る商売の基本…「商売心得帖」のご紹介

担当: 小林



松下幸之助は、大正7年に松下電気器具製作所(現・パナソニック)を創業し、たった一代で世界的大企業に築き上げ、平成元年に満94歳でなくなられました。

『**好景気だからといって流れのままに経営するのではなく、景気悪化や、不測の事態に備えて資金と人材を蓄える。ダムが水を貯め流量を安定させるような経営をすべき。**』という**ダム式経営論**を提唱し、その実践方法について、京セラの稲盛会長にも多大な影響を与えています。

その松下幸之助の著書『**商売心得帖**』では、**商売の基本姿勢**についてまとめられています。

「**自分のお店が絶えず喜ばれているかどうかについて、自問自答する**」、「**商品には適正な値段をつけてむやみな値引きはしない**」、「**同業他社は、競争相手ではあるが、お客様と業界全体を考えて、よしみを通じて大切に**する」、「**自分のお店をキレイにすることは、街の品位をあげることになる**」、「**仕入先やお客様について寝ても覚めても考えるくらい身を入れて仕事する**」など、基本であるがゆえに、非常に重要なことばかりです。

また、本書では、『**商売の基本心得**』だけでなく、社員のやる気を高めるための『**人事の心得**』についても記載されております。ご興味ある方は、是非ご一読ください。

書籍名: 商売心得帖 著者: 松下幸之助 出版社: PHP研究所



◆企業版ふるさと納税

担当: 北岡



本紙で何度もご紹介している**ふるさと納税**。その控除額が倍になったことも影響しているのか、平成27年4月～9月だけで**総額453.6億円(対前年同期比:3.9倍)**、**件数は228万件(同:3.7倍)**と増加しております。

各自治体が寄付者にとって魅力的な「お礼の品」を提供している”企業努力”の成果かもしれません。平成28年度税制改正によりその**ふるさと納税の「企業版」**が創設されるようです。

現在自治体への寄付金は**全額経費として納税額を計算**しておりますが、それに加えてさらに**寄付金額の30%を法人税や地方住民税から控除**できるようになります。

納税額で考えますと改正前のおよそ**2倍の減税効果**が見込めます。

適用要件等まだまだ情報はすくなくないですが、改正情報が入り次第ご紹介したいと思います。



◆ 税務スケジュール(12月)

担当:北川



12月10日(木)

- ・11月分 源泉所得税の納付
- ・11月分 住民税の納付(特別徴収)
- ・6~11月分 住民税の納付(納期の特例)

12月25日(金)

- ・固定資産税 第3期分納付(大阪市の場合)

※自治体により納期限が異なります。
念のために管轄の自治体へご確認ください。

1月4日(月)

- ・10月決算法人 確定申告
- ・4月決算法人 中間(予定)申告
- ・1月 4月 7月決算法人
消費税3ヶ月ごとの中間申告
- ・11月分社会保険料

確定申告の資料のご準備をよろしくお願
します。
ご不明点・ご不安な点がございましたら、
各担当へご連絡ください!



◆ 弥生給与16 ~マイナンバー取扱い担当者用のユーザー登録~

担当:岡村



多くの方達のお手元に「マイナンバー通知書」が届いたと思います。

平成27年分の年末調整では不要ですが、弥生給与16で従業員様のマイナンバー登録・管理が可能になりますので、是非ご利用ください。

- ① マイナンバーの取扱い担当者用のユーザーを登録する。(今までの弥生給与のユーザー登録とは別になります。)

この時、弥生給与データを利用して弊社へ年末調整処理をご依頼くださる会社様は
もう一つ 徳野会計事務所用のユーザー登録をしていただき、パスワードを弊社担当者へお知らせください。

- ② 取扱い担当者としてログインしていただくことで、従業員様のマイナンバー登録や閲覧が可能となります。
- ③ 取扱いログ(履歴)は弥生給与より確認できます。

弥生給与で年末調整処理をした場合、過年度の帳票出力ができなくなります。

源泉徴収簿や源泉徴収票等、全てPDFデータで出力しておけば、後々書類が必要な場合に便利ですよ。

また、弥生株式会社様がHP上で操作方法を動画(弥生チャンネル)で掲載しており、非常にわかりやすくなっていますので年末調整時にご参考になさってください。

https://www.yayoi-kk.co.jp/yayoi_ch/index.html#kyuyo_nencho



◆ 宝くじで1等7億円当てた方のための予備知識

担当:池田



100号記念のアンケートに多数のご回答いただきありがとうございました。

ご回答いただいた方の中から「年末ジャンボ宝くじ10枚プレゼント」に当選された方、おめでとうございます。

念のため、1等7億円等、高額当選金に当選した場合の予備知識を少々...

■5万円を超える高額当選に関しては全てみずほ銀行でのみ換金可能です。

一定の高額当選では、みずほ銀行本店(東京都千代田区)に行けば「億の部屋」に通される可能性もあるそうです。

■50万円以上の当選金を受取りに行く際には、当選クジと本人確認の書類(運転免許証や健康保険証など)、印鑑が必要です。

■宝くじの当選金に関しては非課税所得となり、所得税も住民税も課税されません。

■当選金を受取後、誰かに当選金の一部又は全部をあげた場合、年間110万円を超える部分には贈与税が課税されます。

■共同購入で当選金を分配したい場合は、銀行で受け取る際、分配したい人全員の一定の書類を用意して各人の名義で受け取れば贈与税の課税なく分配できますが、代表者が当選金の全額を受取後、共同購入者に分配した場合は金額により贈与税がかかります。

■当選金の受取時、必ず「当選証明書」を発行してもらいましょう。

例えば、当選金で不動産や車等の高額のお買い物をする場合や事業を始める場合など、税務署からそのお金の出所について問い合わせがある場合があります。そういう時の為に「当選証明書」を発行してもらい保管しておきましょう。



◆ スタッフより

担当:北川



いよいよトクちゃん新聞も12月号!

今年も残り一ヶ月切りましたね。



先日、何年かぶりに健康診断を受けました。

結果は...一番悪いE判定(泣)・D判定もあり...

あ...やっぱり(汗)...と。思い当たるフシが...ある?ある!

禁酒とはいかななくても節酒しないと。そして、運動も!

あと、物忘れ・頭痛...と気になっていたのですが、

この際、脳ドックも受けよう!と。

どちらかというとなの方が心配してましたが、

先生『キレイな脳です!何も心配ありません』と。

ホッ、こっちは一安心。



脳はずっと気になっていたのですがレント検査を受けて

よかったです。皆さんも気になる場所があれば、

早めに受診し、スッキリさせましょう!

◆ 今月のクイズ

担当:廣島



印紙の消印

- 第1問 印紙の消印は契約書などに押した印で消さなければならない。

答え

⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ X

印紙税の課税対象となる文書に印紙を貼り付けた時は、文書と印紙の図柄にかけてはしっかりと印紙を消さないといけません。この印紙を消す方法は、文書の作成者又は代理人、使用人その他の従業員の印章又は署名によることになっています。ですので、消印は契約書に押した印に限りません。



- 第2問 消印は印紙の再使用を防止するためのものなので、二重斜線でもよい。

答え

⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ X

消印は印紙の再使用を防止するためのものですが、問1のように「文書の作成者又は代理人、使用人その他の従業員の印章又は署名で消さなければならない」ので、二重斜線や「印」と表示しても消印したことにはなりません。